

# 日本老年泌尿器科学会会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は日本老年泌尿器科学会と称する（英字名： Japanese Society of Geriatric Urology, 略称 JSGU）。

### 第2条 (主たる事務所)

本会の事務局は当分の間下記におく。

〒173-8610 東京都板橋区大谷口上町 30-1

日本大学医学部附属板橋病院泌尿器科内

電話：03-3972-8111（代表）

2. 理事長の指名により、若干名の事務局員をおくことができる。
3. 事務局業務を外部委託することができる。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

本会は、高齢者及び障害を持つ人々の生活の質を改善すべく、広く泌尿器科学に関する研究を行い、もって国民の健康に貢献することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会を年に1回以上開催する。
- (2) 学会誌“日本老年泌尿器科学会誌”を刊行する。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第3章 会員、評議員

### 第5条 (本会の構成)

本会に、次の種類の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を援助する個人もしくは団体
- (3) 名誉会員 本会の発展あるいは老年泌尿器科学の進歩に寄与した65歳以上の正会員

で、名誉会員規程に従い理事会が推薦し、評議員会の承認を得たもの

2. 正会員の約 10%の割合で正会員から評議員を選出する。
3. 評議員は、評議員の推薦に基づき理事会で選任され、会員を代表する。
4. 評議員の任期は特に定めない。

#### 第 6 条 (会員の資格の取得)

本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続きによって入会の申請を行う。

2. 申し込み資格に疑義のある場合には理事会で審議する。

#### 第 7 条 (会費)

本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、評議員会において別に定める額を支払う義務を負う。

2. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

#### 第 8 条 (任意退会)

会員は、所定の退会手続きを行うことにより、任意にいつでも退会することができる。

#### 第 9 条 (除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この会則その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### 第 10 条 (会員資格の喪失)

前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を当該年度の 3 月末までにしなかったとき
- (2) 当該会員が死亡したとき

#### 第 11 条 (休会)

会員が休会しようとするときは、その期間及び理由を付して所定の休会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

### 第 4 章 評議員会

#### 第 12 条 (構成)

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### 第13条（権限）

評議員会は、本会の最終的な決定を行う。

- (1) 決算と事業報告
- (2) 予算と事業計画
- (3) 役員（理事・監事）
- (4) 学会長
- (5) 研究助成対象者
- (6) 会則の変更
- (7) その他の評議員会の決議が必要な事案

### 第14条（開催）

評議員会は、定時評議員会として年1回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

2. 評議員会は理事会と合同で開催することができる。

### 第15条（招集）

評議員会は、理事長がこれを召集する。

2. 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の日々の2週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、その他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない（電磁的方法を含む）。

### 第16条（議長）

評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

### 第17条（議決権）

評議員会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

### 第18条（決議）

評議員会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

### 第19条（議決権の代理行使）

評議員会に出席できない評議員は、委任状を理事長に提出することにより、他の評議員を代理人として議決権を行使させることができる。

2. 前項の場合における前条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

### 第20条（決議の省略）

理事又は評議員が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について評議員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

## 第 21 条（報告の省略）

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

## 第 22 条（議事録）

評議員会の議事については、議事録を作成する。

## 第 5 章 役員

### 第 23 条（役員の設定）

本会に、次の種類の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 10 名以内
  - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
2. 理事のうち 1 名を理事長とする。
  3. 理事長以外の理事のうち、2 名を副理事長とする。
  4. 第 2 項の理事長を代表理事とする。

### 第 24 条（役員を選任）

役員は評議員会の決議によって選任する。

2. 理事と監事は相互に兼ねることはできない。
3. 理事長と副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
4. 前項の選定結果に関しては、評議員会の決議を要しない。

### 第 25 条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、この会則で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、この会則で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
3. 副理事長は理事長を補佐・代行する。

### 第 26 条（監事の職務及び権限）

監事は、理事会の職務の執行と本会の財産を監査する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財務の状況の調査をすることができる。

### 第 27 条（役員任期）

役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2. 任期中の理事又は監事の欠員は、原則として当該役員候補者選挙の次点候補者を順次繰上げ補充による当選として理事長が推薦し理事会の決議によって定める。得票数が同数であった場合には年少者を繰上げ補充による当選とする。
3. 繰上げ補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## 第6章 理事会

### 第28条（構成）

本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### 第29条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定
- (4) その他の理事会の決議が必要な事案

### 第30条（開催）

理事会は、年1回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

### 第31条（招集）

理事会は理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
3. 理事会を招集する場合は、理事長は、理事会の日の7日前までに、各役員に対して通知を発しなければならない（電磁的方法を含む）。

### 第32条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### 第33条（決議）

理事会の決議には、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 第34条（議決権の代理行使）

理事会に出席できない理事は、委任状を理事長に提出することにより、他の理事を代理人として議決権を行使させることができる。

2. 前項の場合における前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

#### 第 35 条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### 第 36 条（報告の省略）

理事が、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことについて理事の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の理事会への報告があったものとみなす。

#### 第 37 条（議事録）

理事会の議事については、議事録を作成する。

### 第 7 章 会計

#### 第 38 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

#### 第 39 条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及び収支予算については、理事長と事務局が作成し、理事会と評議員会の承認を受けなければならない。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### 第 40 条（事業報告及び収支決算）

本会の事業報告及び収支決算については、理事長と事務局が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会と評議員会の承認を受けなければならない。

2. 前項の書類と監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

### 第 8 章 会則の変更

#### 第 41 条（会則の変更）

この会則の変更は、評議員の過半数の同意を必要とする。

### 第 9 章 補則

## 第42条（補則）

この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

1. 1989年5月15日：発効
2. 1994年4月23日：改訂
3. 2002年5月18日：改訂
4. 2003年6月23日：改訂
5. 2004年6月24日：改訂
6. 2015年5月8日：改訂
7. 2016年6月2日：改訂
8. 2019年7月3日：改訂
9. 2021年5月13日：改訂
10. 2022年6月10日：改訂